平成２２年（フ）第８４９号
神戸市長田区源平町１番12号、従前の住所神戸市須磨区松風町４丁目２番18号
債務者　井野建設こと　北野　義和
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３号
愛媛県松山市東長戸１丁目２番13号　グリーンハイツ東長戸203号
債務者　桑田　茂臣
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３１７号
愛媛県松山市東長戸１丁目２番13号　グリーンハイツ東長戸203号
債務者　桑田　豊子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４７号
岩手県二戸市野々上字出張26番地３
債務者　下川　トヨ
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５０号
和歌山県田辺市明洋２丁目15番７号
債務者　廣畑ますえ
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５１号
和歌山県田辺市明洋２丁目23番３号
債務者　中村　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５７号
秋田県横手市梅の木町５番37号
債務者　橋本　　良
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５８８号
さいたま市南区大字大谷口1176番地４　１―302
債務者　小出知恵子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
埼玉県鴻巣市本町３丁目３番８―402号　シティホームズ鴻巣本町
債務者　板垣　　慎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
埼玉県川口市南町１丁目10番16号
債務者　山口　洋一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７５号
埼玉県加須市花崎北２丁目４番地２　５号棟、旧住所埼玉県加須市川口１丁目12番地20
債務者　白根　明夫
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
埼玉県加須市花崎北２丁目４番地２　５号棟、旧住所埼玉県加須市川口１丁目12番地20
債務者　白根　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８０号
さいたま市北区日進町１丁目800番地13　203
債務者　鈴木　一志
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９９号
埼玉県志木市上宗岡４丁目６番47―301号
債務者　小林　佳隆
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３２号
埼玉県桶川市末広２丁目11番22号　ティアラレジデンス402号
債務者　赤平　真澄（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３３号
さいたま市緑区大字大牧1265番地　梅所ハイツ102号室
債務者　箕田　洋美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
埼玉県所沢市小手指町２丁目20番地の11　サンアベニュー小手指北115
債務者　小野　　学
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部